

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年(2023年)7月6日  
一部改正 令和5年(2023年)8月4日

- 1 計画等の案の名称  
北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(素案)
- 2 参考資料の名称  
北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(改正素案)の概要
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ(水産林務部林務局林業木材課ホームページ)への掲載  
([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/07\\_ninaite/161972.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/07_ninaite/161972.html))
  - (2) 以下の場所で閲覧及び配布
    - ア 北海道水産林務部林務局林業木材課(道庁11F)
    - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
    - ウ 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
    - エ 各(総合)振興局産業振興部林務課
- 4 意見等の募集期間  
令和5年(2023年)7月6日(木)～令和5年(2023年)8月10日(木)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部林務局林業木材課(担い手育成係)
  - (2) ファクシミリ 011-232-1294
  - (3) 電子メール [suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp)
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和5年8月下旬を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語をお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
  - (3) 意見の提出に当たっては、意見募集用の用紙を使用してください。
  - (4) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (5) 電子メールによる意見の提出は、意見募集用の用紙を、添付ファイルとして使用してください。
  - (6) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、閉庁日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
  - (7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

連絡先

水産林務部林務局林業木材課担い手育成係  
TEL 011-206-6579